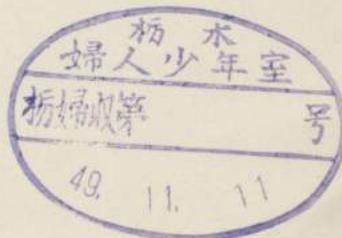


# 売春対策の最近の状況

昭和49年

売春対策審議会





## 目 次

第 1 章 売春関係事犯の状況.....	1
第 1 節 売春関係事犯の取締り.....	1
第 2 節 売春関係事犯の検察.....	14
第 3 節 売春関係事犯の裁判.....	19
第 2 章 婦人保護及び補導等の状況.....	25
第 1 節 婦人保護業務.....	25
第 2 節 婦人問題相談業務と啓蒙活動.....	31
第 3 節 婦人補導院.....	37
第 4 節 保護観察.....	46
第 5 節 純潔教育.....	49
第 3 章 性病及び覚せい剤・麻薬対策の状況.....	52
第 1 節 性病の現状.....	52
第 2 節 最近の覚せい剤・麻薬犯罪.....	56
附 売春対策年表.....	57



## 第1章 売春関係事犯の状況

### 第1節 売春関係事犯の取締り

#### 1. 概 情

売春関係事犯の検挙は、勧誘、周旋等のいわゆる表見的事犯が少なくなったこともある、数的には、逐年減少の傾向にある。

しかし、内容的には、暴力団員による組織的、かつ、広域にわたる売春事犯及び婦女あっ旋等の悪質事犯をはじめ、旅館、ホテル業者等と結託した大規模なあんま師を仮装してのいわゆるパンマ売春事犯や、あるいは近年、企業化されたトルコ風呂営業による売春事犯、モーテル営業の施設を利用しての売春事犯、さらには主婦や女子高校生らによる売春事犯等悪質、かつ、特異事犯等その検査に多くの時間と検査員を必要とする事犯の検挙が目立っている。

一方、取締りの強化に伴い、旧集娼地等における料理店等のいわゆるセット制売春やトルコ風呂営業における売春にみられるように多数の見張人を配置させたり、あるいは精巧な警報装置を取り付けるなどの対取締工作は、あらゆる売春形態の面で一層強化されており、したがって、今後、売春事犯はますます潜在化し、さらに悪質、かつ、巧妙の度を増すことが予想される。

このため、売春関係事犯に対する警察の取締り方針は、これらの実態を十分ふまえ、将来予想される新たな形態の売春事犯等に先制攻撃をかけながら、引き続き

- 婦女を管理して売春を行わせる事犯
- 暴力団の介入する事犯
- いわゆる赤線復活の印象を与えるような形態の事犯
- 少年を被害者とする事犯

等に重点を指向し、集中的、かつ、計画的な取締りを強力に推進していく方針である。

## 2. 検挙状況

昭和48年中ににおける売春関係事犯の検挙は、第1表のとおり、4,692件、3,464名で前年に比較すると、832件(15%)、961名(22%)減少している。

最も著しい減少を示しているのは、勧誘及び周旋の表見的事犯で、この種違反で減少件数総数の約94%を占めている。

次に、売春関係事犯の検挙状況を法令別にみると、売春防止法違反が4,323件(92%)3,321名(95.8%)で、刑法及び職業安定法違反等売春に関連しての法令違反は、369件(8%)、143名(4.2%)である。

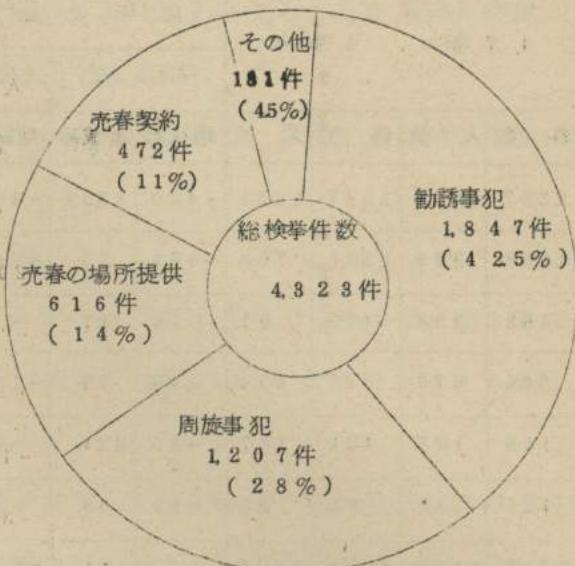
第1表 売春関係事犯の検挙状況

第1表 売春関係事犯の検挙状況

法令 別等	年別					前年との比較			
		47年		48年		件数		人員	
		件数	人員	件数	人員	増減数	増減率	増減数	増減率
売春 防 止 法	勧誘	2,267	2,259	1,847	1,821	-420	185%	-438	194%
	周旋	1,568	909	1,207	708	-361	23	-206	227
	売春契約	462	103	472	91	10	21	-12	116
	場所提供	664	676	616	494	-48	72	-182	27
	売春業	156	197	121	187	-35	224	-10	5
	その他	128	55	60	25	-68	58	-30	545
	小計	5,245	4,199	4,323	3,821	-922	175	-878	21
刑法		55	85	55	17	—	—	-18	51
職業安定法		93	132	211	67	118	126	-65	49
児童福祉法		81	57	95	58	14	17	1	02
労働基準法		48	2	8	1	-40	88	-1	50
性病予防法		2	0	—	—	-2	200	—	—
合計		5,524	4,425	4,692	3,464	-832	15	-961	22

なお、売春防止法違反を違反態様別にみると、下図のとおり、勧誘事犯が最も多く、売春防止法違反総検挙件数の42.5%を占め、次いで周旋事犯の28%、売春の場所提供事犯の14%等の順となっている。

## 売春防止法違反に占める内容別構成比



### (1) 勧誘事犯の検挙状況

勧誘事犯の検挙状況は、1,847件、1,821名で、前年に比較すると、420件(18.5%)、438名(19.4%)と大幅に減少しているが、依然として売春関係事犯のうちで最も高い比率を占めている。

次に、勧誘事犯で検挙されたいわゆる街娼の年令別構成をみると、第2表のとおり、40才以上の中年令層が658名(37.1%)で最も多く、次いで30代の577名(32.5%)、20代の503名(28.4%)等となっており、年令別構成は、例年ほぼ同様の割合を示している。

第2表 街娼の年令別構成

年 令 層	年 別	47年		48年	
		人 員	構 成 比	人 員	構 成 比
18才未満		1 3	0.7	1 0	0.6
18~19才		2 4	1.2	2 5	1.4
20~29才		5 4 1	2.7 7	5 0 8	2.8 4
30~39才		6 5 5	3.3 6	5 7 7	3.2 5
40才以上		7 1 8	3.6 8	6 5 8	3.7 1
計		1,951	100	1,773	100

## (2) 売春助長事犯の検挙状況

周旋並びに売春業等の売春助長事犯の検挙状況は、2,845件（売春関係事犯総数の61%）、1,643名（同総数の47%）で、前年に比較すると、412件（12.6%）、523名（24%）の減少となっている。

違反態様別では、周旋、売春の場所提供、売春契約及び売春業がその大半を占めており、このうち、売春契約及び職業安定法第63条のいわゆる人身売買事犯並びに児童福祉法第34条第6号の児童に淫行させる行為の検挙件数は、前年よりも増加している。

次に、売春助長事犯の被疑者を職業別にみると、第3表のとおり、風俗営業等の接客業者によるものが769名（46.8%）で約半数近くを占め、次いで無職の575名（35%）、その他299名（18.2%）の順となっている。

接客業を業種別にみると、旅館業者が 305 名（接客業総数の 40%）で最も多く、次いでトルコ風呂営業者の 176 名（同総数の 23%）、風俗営業者の 126 名（同総数の 16%）等となっている。

その他の被疑者のうち、32%はタクシー等の運転者によるものであり、また、無職者の中には、いわゆるポン引きが相当数を占めているものと推測される。

第 3 表 売春助長事犯被疑者の職業別状況

職業別	年別	47年		48年	
		人 員	構成比	人 員	構成比
接客業	風俗営業	141	6.5	126	7.6
	飲食店営業	111	5.1	91	6.0
	芸妓置屋	50	2.3	40	2.4
	トルコ風呂	104	4.8	176	10.7
	モーテル営業	—	—	31	1.6
	旅館業	493	22.8	305	18.5
小計		899	41.5	769	46.8
その他		465	21.5	299	18.2
無職		802	37.0	575	35.0
合計		2166	100	1648	100

### (3) 暴力団構成員の検挙状況

売春関係事犯に介入した暴力団構成員の検挙人員は、第4表のとおり、総検挙人員の 8.4% にあたる 291 名で、前年に比較すると、130 名

(31%)の減少となっている。

最も減少の著しいのは、表見的事犯としての勧誘及び周旋事犯で、この種違反で減少人員総数の76%を占めており、一方、売春助長事犯のうち最も潜在性、悪質性の高い売春業だけが10名(30%)の増となっている。しかし、依然として勧誘及び周旋事犯に占める暴力用構成員の数は多く、各年とも過半数以上を占めている。

第4表 暴力団構成員の検挙状況

法令別等	年別	47年		48年	
		人 員	構成比	人 員	構成比
売春防止法	勧 誘	1 0 4	2 4.7	6 4	2 2.0
	周 旋	1 5 0	3 5.6	9 1	3 1.2
	売 春 契 約	2 5	6 0	1 9	6 8
	場 所 提 供	3 2	7 6	2 0	6 8
	売 春 業	3 3	7 8	4 3	1 4.8
	小 計	3 4 4	8 1.7	2 3 7	8 1.6
有害業務への紹介 等		3 6	8.5	3 0	1 0.0
児童に淫行させる行為等		1 4	3.4	8	2.9
そ の 他		2 7	6.4	1 6	5.5
合 計		4 2 1	1 0.0	2 9 1	1 0.0

#### (4) 再犯者の状況

売春関係事犯の被疑者3,464名中に占める再犯者は、第5表のとおり、1,259名(36.3%)で、前年と比較すると、386名(23.4%

%) の減少となっているが、内容的には売春契約事犯における再犯者のみが前年よりも若干増加している。

また、各年とも勧誘及び周旋事犯に占める再犯者の割合は大きく、この種事犯で過半数以上を占めている。

第5表 売春関係事犯の再犯者の状況

法令別等	年別	47年		48年	
		人員	構成比	人員	構成比
売春防止法	勧誘	642	3.9.0	495	3.9.4
	周旋	307	1.8.7	235	1.8.6
	売春契約	29	1.7	46	3.6
	場所提供	446	2.7.1	382	2.6.3
	売春業	91	5.5	87	7.0
	その他	22	1.4	6	0.5
	小計	1,537	9.3.4	1,201	9.5.4
その他の法令		108	6.6	58	4.6
合計		1,645	1.0.0	1,259	1.0.0

### (5) 要保護女子の取扱状況

勧誘事犯の被疑者及び売春助長事犯の被害者として取扱った要保護女子は、第6表のとおり、4,526名で、前年と比較すると、966名(17.6%)の減少である。

このうち、20才未満の要保護女子は、405名(9%)で、前年よりも若干増加している。

また、被害女子は2,753名(60.8%)で、売春助長事犯に占める要保護女子の割合が過半数を占めている。

第6表 要保護女子の取扱状況

区分	年別	47年		48年	
		人 員	構成比	人 員	構成比
被 疑 者	少 年	3 7	0.7	3 5	0.8
	成 人	1,914	34.8	1,738	38.4
被 害 者	少 年	3 5 5	6.5	3 7 0	8.2
	成 人	3 1 8 6	5 8 0	2 3 8 3	5 2 6
計		5,492	100	4,526	100

### 3. 売春関係事犯の特徴的傾向

取締りを通じてみられる売春関係事犯の最近の特徴は、次のとおりである。

#### (1) 売春の形態方法等が多様化していること。

近年、売春の格好の場としての享楽的施設等の増加に伴い、トルコ風呂及びモーテル営業における売春が増加しているほか、コールガール売春、バンマ売春、主婦売春及び集団女高生売春等売春を行う婦女の対象範囲が次第に拡大化しているとともにセット制売春、電話受け売春等の出現など、売春の形態方法等は、きわめて多様化の現象を示していることである。

#### (2) 暴力団の介入する悪質事犯が跡を絶たないこと。

売春収益を組織の活動資金等とするため、自ら婦女を支配下において、

組織的にいわゆるタクシー受け売春や、ガイドクラブ等を仮装して売春業を専業にしているもの、また、温泉地や観光地の芸妓置屋、料理店等の営業者と結託して家出娘等をかり集め、芸妓やホステスにあっせんする事犯が目立っているほか、トルコ嬢等の「ヒモ」となり、あるいは多額の前借金により婦女を住み込ませ、売春料から天引きし、働きの悪い婦女には制裁を加えたり、厳しい罰金を徴収するかたわら、生理日においても売春を強要するという人道無視の悪質事犯が跡を絶たず、しかも暴力団組織を通じて組織的、広域的に敢行されている状況にある。

特に、本年10月に実施した実態調査の結果によると、全国のトルコ風呂営業所1,148軒に稼働するトルコ嬢17,832人のうち、2,666人(15%)のトルコ嬢に暴力団構成員がヒモとなっている。

### (3) トルコ風呂営業における売春事犯が多くなっていること。

トルコ風呂営業は、その構造及び業態の特殊性から、売春行為の行われやすい仕組みになっており、なかんずくトルコ嬢にはほとんど固定給がなく、サービス料、指名料等によってまかなわれており、なかには場所代、客の紹介料、罰金等の名目で搾取が行われているものもあり、また、多くのトルコ嬢には前記のとおり、暴力団員のヒモがついていて、トルコ嬢に売春行為等によって多額の収益をあげるよう強要していることが、売春事犯の増加している大きな原因とみられる。

また、最近、特異なものとしてトルコ嬢5名を勧誘事犯で検挙しており、トルコ風呂営業における半ば公然たる売春事犯を露骨化している傾向が強い。

このようなことから、特に昭和48年中においては、10月から11月にかけてトルコ風呂営業における売春関係事犯の集中的な取締りを実

施しているところである。

- (4) 対取締工作が大胆、かつ、常態化し、一層強化の傾向にあること。

最近の検挙事例にみられるように、ガソリンスタンド跡や空屋などを使用した秘匿待機場所の設定並びに裏口逃走経路の確保、あるいは電話、車両等を利用しての秘匿連絡の徹底、売春婦、遊客などの車両搬送、ポケットベルを利用した婦女の誘導待機など、取締りの強化に伴い、対取締工作は悪質巧妙性を増しながら、大胆、かつ、常態化しており、この傾向は、今後ますます強化されるものとみられる。

#### 4. 特異検挙事例

- (1) タイ国女性をホステスとして働かせながら管理売春等をさせていた事犯（神奈川）

享楽的な風潮と海外ブームにより、外国女性のクラブホステスまたは売春婦がうけており、タイ国女性を低賃金で雇用できることなどに着目したオート経営者らが、ひともうけを企て、バンコク市内において商取引先の知人、ホテルボーイ等の紹介により、タイ国女性5名を観光ビザで入国させて、伊丹、神戸市内のアパートなどに分散、居住させ、高級クラブのホステスとして働かせながら、管理売春をしていた関係被疑者19名を売春防止法違反等で検挙、被害婦女5名を救出保護した。

- (2) 営利誘拐に関連する暴力団及び不良グループ等の人身売買並びに管理売春事犯（福岡）

北九州地区の暴力団及び不良グループが、勤め先から甘言をもって呼出し誘拐した女事務員を、人通りのない川原の土手等に車に乗せて連れていき、車内で暴行、脅迫を加えたのち、全裸にして陰部の写真をとり、「おれたちの女になって売春をして働け、言うことをきかないと、この

写真を親元に送るぞ。」とおどし、さらにモーテルに連れ込み情交を結んで「ヒモ」となり、そのうえ同女を観光ガイドを経営する暴力団に売りとばし、引渡しを受けたガイドクラブ経営者は、同女を自宅に住み込ませ、他の通勤女性4名とともに、自宅の一室に待機させ、同所を拠点に出張売春をさせていた関係被疑者10名を売春防止法違反等で検挙、被害婦女5名を救出保護した。

(3) 女子高校生らのコールガール組織による売春事犯(山形)

山形市内の中心街にある喫茶店経営者が、同店に出入している児童である女子高校生らに甘言をもって近づき、情を通じたりえ、これらを同店の顧客に周旋料2万円、売春料1万円であっせんし、市内のモーテルで売春させていた関係被疑者を売春防止法及び児童福祉法違反で検挙、被害児童5名を救出保護した。

(4) 暴力団組長の出所祝資金獲得のため、組員らが営利誘拐のうえ、売春をさせていた事犯(神奈川)

暴力団組長の出所祝の資金を獲得するため、同組員らが、以前関係をもった主婦がアルバイト先を探しているのに目をつけ、組員5名が甘言をもって同女を誘拐し、監禁のうえトルコ風呂に強制的に稼働させて売春を強要し、売春代等は残らず巻きあげていた関係被疑者10名を刑法の営利誘拐及び売春防止法違反等で検挙、被害婦女24名を救出保護した。

(5) 暴力団員による派出売春事犯(静岡)

静岡県下の観光地、温泉地に進出した暴力団員が内妻とともにステッキクラブを経営し、これと親交のある暴力団員が、次から次とあっ旋料目当てに連れてくる若い女性に高額な前貸しをして雇い入れ、近くのモ

ーテル営業者と特別契約をして派出売春をさせ、その対償の一部を玉代名下に取得していた関係被疑者 35 名を売春防止法違反等で検挙、被害婦女 26 名を救出保護した。

(6) 主婦、女子短大生など多数にかかるコールガール制売春事犯(愛知)  
管理売春の前歴者や元売春婦が、客筋がよく利得が大きいことを口実として巧みに勧誘した多数の主婦、女子短大生をして、大学教授、医師、中小企業の重役などを対象に売春をさせ、暴利を得ていた関係被疑者 7 名を売春防止法違反等で検挙、被害婦女 28 名を救出保護した。

(7) 暴力団員らによるパンマ売春事犯(大阪)

暴力団員らが、組織の活動資金を獲得するため、「マッサージクラブ」と称する偽装看板を掲げ、見習マッサージ師を装わせた売春婦多数を抱えたうえ、ホテル、旅館業者等と結託し、電話の呼び上げに応じて白衣着用のまゝ出張させ、売春をさせていた関係被疑者 186 名を売春防止法違反等で検挙、被害婦女 143 名を救出保護した。

## 第2節 売春関係事犯の検察

### 1. 売春事犯の動向

#### (1) 概況

売春防止法違反事件の動向を、最近3年間の全国検察庁における受理人員によって見ると第7表のとおりで、逐年減少の傾向にあり、昭和48年も前年に比し951人(22.0%)減の3,365人となっている。

しかしながら、この種事犯の特殊性(犯行の巧妙化・潜行化)などを考慮すると、上記のような検察庁受理人員の減少をもって、直ちに売春事犯そのものが減少したと見ることはできないであろう。

なお、昭和48年の那覇地方検察庁における受理人員は19人である。

第7表 売春防止法違反事件通常受理人員調

罪名	年次	昭和46年	昭和47年	昭和48年
総 数		5,073人	4,316人	3,365人
勧誘等(5条)		(5.83) 2,705	(5.18) 2,286	(5.09) 1,714
助長事犯計(6~13条)		(4.67) 2,868	(4.82) 2,080	(4.91) 1,651
周旋等(6条)		(2.47) 1,251	(2.30) 993	(2.15) 725
売春をさせる契約(10条)		(.81) 157	(.35) 153	(.51) 173
場所提供(11条)		(1.25) 684	(1.59) 686	(1.65) 556
売春をさせる業(12条)		(.49) 250	(.46) 197	(.51) 170
その他(7,8,9,13条)		(.15) 76	(.12) 51	(.08) 27

注 ( ) の数字は、総数に対する比率(%)を示す。

## (2) 罪種別動向

### ア. 勧誘事犯（第5条違反）

この種事犯は、法施行当時には違反総数の大半（約70%）を占める状況にあったが、最近は著しく減少しており、昭和48年の受理人員は、違反総数の50.9%に当たる1,714人（前年に比して522人の減）にとどまっている。なお、この種事犯の特徴として、従前から常習化、累犯化の傾向にあることが指摘されているが、昭和48年に東京地方検察庁の更生保護相談室で取り扱った者では、そのうちの68.4%が再犯者であった。

### イ. 助長事犯（第6条から第13条までの違反）

この種事犯も、勧誘事犯と同様、逐年減少を示し、昭和48年の受理人員は、前年に比し、429人（19.2%）減の1,651人となっている。しかし、違反総数に占める比率はむしろ上昇の傾向があり、昭和48年は49.1%と売春事犯全体のほぼ半数を占めるに至っている。

次に、助長事犯を罪種別に見ると、昭和48年の受理人員は、第10条違反（売春をさせる契約）が若干の増加（前年より20人増の173人）を示しているほかは、第6条違反（周旋等）が前年に比較し268人減の725人、第11条違反（場所提供）が130人減の556人、第12条違反（売春をさせる業）が27人減の170人となっている。

なお、那覇地方検察庁における受理人員の罪種別内訳は、勧誘事犯1人、助長事犯18人（場所提供11人、売春をさせる業7人）となっている。

## (3) 処理状況

最近3年間の全国検察庁における売春事犯の処理状況は第8表及び第9表のとおりであり、起訴率は6.5%ないし6.7%となっている。なお、第5条違反の起訴率は、法施行当時においては4.0%（公判請求率1.7%）程度であったのに対し、昭和48年のそれは5.4.4%（公判請求率2.5.3%）とかなりの高率を示している。これは、累犯者が多いことのほか、この種事犯に対する検察の処理が違反者の更生保護の面を重視して、補導処分の活用を図る運用がなされていることによるものである。

第8表 売春防止法違反事件処理人員調

年次		昭和46年	昭和47年	昭和48年
起訴	公判請求	1,086人	1,068人	833人
	略式命令請求	2,113	1,858	1,845
	計	3,199	2,926	2,178
不起訴	起訴猶予	1,580人	1,286人	1,074人
起訴	その他の	116	131	76
	計	1,696	1,417	1,150
起訴率(%)	(33.9)	65.4	(36.5)67.4	(38.2)65.4

注 ( )内の数字は、公判請求率(%)を示す。

第9表 勧誘・助長事犯別起訴状況調

区分		年次	昭和46年	昭和47年	昭和48年
勧誘事犯	起訴人員	(55.9)	1,467	(58.1)	1,282
	公判請求人員	(24.9)	365	(29.2)	374
助長事犯計	起訴人員	(76.2)	1,732	(76.9)	1,644
	公判請求人員	(41.6)	721	(42.2)	694
周旋等	起訴人員	(85.6)	979	(82.0)	828
	公判請求人員	(28.8)	228	(24.2)	200
壳春をさせる契約	起訴人員	(84.0)	131	(80.1)	133
	公判請求人員	(71.0)	93	(85.0)	113
場所提供	起訴人員	(67.0)	408	(71.3)	516
	公判請求人員	(51.2)	209	(42.8)	221
管理壳春	起訴人員	(72.5)	174	(73.9)	186
	公判請求人員	(94.8)	165	(10.00)	

注 ( )内の数字は、起訴率、公判請求率(%)を示す。

次に、助長事犯について見ると、第3表のとおりで、起訴率は例年約7.7%前後と相当の高率を示しており(ちなみに、昭和47年における刑法犯の起訴率6.2.8%、道路交通法違反事件を除く特別法犯の起訴率6.0.6%と比較するとかなり高率である。)厳しい処分が行われている。

## 2. 更生保護相談室の運用状況

法第5条違反(勧誘等)者について、検察庁内に設置されている更生保護相談室(23庁に設置)で行った保護措置の状況は第10表のとおりである。その主な内容を昭和48年についてみると、更生指導の325件(28.3%)が最も多く、以下、社会資源へのあっせん324件(28.2%)、性病治療等のための入院190件(16.5%)、婦人保護施設等への入所・入寮指導149件(13.0%)の順となっている。

第10表 更生保護相談室において保護措置をした件数

## — 檢察官の指示によるもの —

年次 区分	昭和46年	昭和47年	昭和48年
受 理 件 数	1,595	1,548	1,149
帰 住 指 導	1 0 0	7 7	4 3
入 所 入 察 指 導	1 7 9	1 9 6	1 4 9
更 生 指 導	4 6 1	4 1 7	3 2 5
社 会 資 源	3 8 0	3 8 4	3 2 4
入 院	2 7 1	2 8 9	1 9 0
保 護 措 置 不 能	3	5	2
そ の 他	3 8	9	8
保 護 措 置 不 要	1 6 8	2 1 6	1 0 8

### 第3節 売春関係事犯の裁判

#### 1. 第一審における売春防止法違反事件

最近5年間の第一審における売春防止法違反事件の裁判の動向について概観すると、第1表のとおりであり、公判手続によって処理された人員、略式手続によって処理された人員とも漸減の傾向にある。5年間の総処理人員を罰条別にみると、法5条違反（売春の勧誘等）が圧倒的に多く全体の47.6%を占め、6条違反（売春の周旋等）26.5%、法11条違反（売春の場所提供）14.2%、法12条（管理売春）6.7%となっている。

つぎに、法5条違反事件の量刑についてみると、第12表のとおりであり、また、懲役刑を言い渡された者のうち執行を猶予された者の割合は第13表のとおりであって、例年目立った動きはない。

法5条違反によって懲役刑の言い渡しをうけ、その執行を猶予された者に対してどの程度、補導処分、保護観察を言い渡されているかをみると、第14表のとおりであり、昭和48年度は、補導処分の言渡数の執行猶予言渡総数に対する比率が、28.2%に達していることが注目される。

第11表 売春防止法違反事件(御一審)年度別・公判略式別・罰条別

## 処理人員

年 度 公 判 度 略 式	罰 条												計
		5条	6条	7条	8条	9条	10条	11条	12条	13条	その他		
44年	公判	480	180		2		78	206	298	5	2	1,251	
	略式	1,286	732	26	1	5	35	284				2,369	
45年	公判	847	116	1	4	2	78	197	197	8	7	952	
	略式	1,268	768	8	1	5	50	221	5			2,826	
46年	公判	324	151	5	4	1	83	207	178	4	4	956	
	略式	1,007	571	1	2	7	33	157	1			1,779	
47年	公判	805	141	2	8	1	74	191	140	5	4	871	
	略式	847	547	1			14	190	7	19		1,625	
48年	公判	218	107		3	1	77	212	114	8	9	744	
	略式	589	409	3	1	3	29	120		1		1,155	
計	公判	1,674	695	8	21	5	390	1,013	922	20	26	4,774	
	略式	4,997	3,027	39	5	20	161	972	13	20		9,254	

註 年度は、その年の4月1日から翌年3月31日までをいう。以下についても同じ。

第12表 年度別・科刑別処理人員(5条関係)

科 刑	総 数	罰 金						懲 役						
		總 數	五 千 円 未 滿	五 千 円 以 上	一 万 円 以 上	二 万 円 以 上	三 万 円 以 上	五 万 円 以 上	十 万 円 以 上	總 數	三 月 未 滿	三 月 以 上	六 月 以 上	一 年 以 上
44年	(1000)	(75.9)								(287)				
	1,766	1,840	142	699	476	12	11			426	5	264	153	4
45年	(1000)	(80.8)								(197)				
	1,615	1,297	91	599	587	11	9			318	5	171	142	
46年	(1000)	(77.9)								(221)				
	1,381	1,037	87	473	442	14	20	1		294	6	179	106	8
47年	(1000)	(76.8)								(287)				
	1,152	879	26	391	439	13	8	1	1	273	7	180	82	3
48年	(1000)	(74.2)								(258)				
	807	599	3	210	364	12	8	2		208	2	113	93	
計	6,671	5,152	349	2,372	2,308	62	56	4	1	1,519	25	907	576	10

註 1 ( )内は各年度における罰金、懲役の百分比を示す。

2 懲役刑と罰金刑が併科された場合は、懲役刑欄のみ計上した。

第13表 年度別懲役刑の執行猶予率(5条関係)

年 度	44年	45年	46年	47年	48年	計
懲 役 刑	426	318	294	273	208	1,519
うち 実 刑	125	90	71	57	59	402
うち 執 行 猶 予	301	228	223	216	149	1,117
執 行 猶 予 率(%)	70.7	71.7	77.6	79.1	71.6	73.5

第14表 年度別・5条違反者の執行猶予言渡処遇別調査表

	執行猶予言渡総数	補導処分	保護観察付	執行猶予のみ
44年	301	54(179)	106(35.2)	141(46.9)
45年	228	43(18.9)	101(44.8)	84(36.8)
46年	223	43(19.2)	74(33.0)	106(47.8)
47年	216	39(18.1)	67(31.0)	110(50.9)
48年	149	42(28.2)	52(34.9)	55(36.9)
計	1,117	221(19.8)	400(35.8)	496(44.4)

注 ( ) 内は執行猶予言渡総数に対する百分比である。

## 2. 家庭裁判所における売春防止法違反事件

売春防止法違反事件で、家庭裁判所に送致される少年は、第15表のとおり、ここ数年急激な減少を示していたが、昭和48年は60人で、前年比較し若干増加している。

同罪犯について、年齢別の構成比をみると、昭和47年に19歳が41.3%、18歳26.1%、17歳13.0%、16歳10.9%、15歳8.7%の順となっており、年齢が高くなるに従って構成比が高くなっている。

また、職業別では、無職が87.0%を占め圧倒的に多く、次いで、サービス業従事員10.9%、専門的・技術的職業従事者2.2%となっている。

無職の中に学生・生徒が4.3%含まれているが、これは注目すべき現象である。

次に、家庭裁判所の処分状況を第16表によつてみると、昭和47年は検察官送致1.5%、保護観察23.9%、少年院送致6.0%、審判不開始10.4%、不処分31.3%となっている。

第15表 売春関係少年保護事件新受人員

年度別	人 員	指 数
昭和44年	258	100
45年	181	70
46年	117	45
47年	54	21
48年	60	23

(注) 本表は「司法統計月報」による。

これを一般保護事件全体の処分と比較すると、一般保護事件では、検察官送致、保護処分合わせて 16.5% であるのに対して、売春防止法違反事件では 31.4% と高く、強力な処分が行われていることがうかがわれる。

売春防止法違反少年のうち、前に家庭裁判所で何らかの処分を受けたことのある累非行少年は、昭和 47 年は 39.1% となっており、一般保護事件全体の累非行者率が 24.1% であるのに比較し、累非行の割合が高くなっている。

第 16 表 売春関係少年保護事件終局処分別

年度別	総数	検察官送致		保護処分			審判 不開始	不処分	移送 回付 併合		
		刑事処分	年令超過	総数	保護監察	少年院送致					
人員比	人員比率	人員比率	人員比率	人員比率	人員比率	人員比率	人員比率	人員比率	人員比率	人員比率	人員比率
昭和 43 年	854 1000	% 9	% 25	1 0.8	135 881	96 271	89 110	55 155	69 195	(1) 84	(0.8)% 287
44 年	278 1000	8 11	1 04	87 819	69 253	17 62	81 114	66 142	85 211		
45 年	181 1000	1 0.6	2 11	53 298	80 166	28 127	28 155	42 282	55 303		
46 年	187 1000	1 0.7	— —	49 858	84 248	15 109	16 117	86 268	85 255		
47 年	67 1000	1 15	— —	20 299	16 289	4 60	7 104	21 313	18 269		

注 本表は「司法統計年報」によるもので、「移送、回付、併合」欄の( )内は、知事、児童相談所長送致で外数である。

次に、売春防止法違反少年について、保護者の経済生活をみると、富裕、普通が 71.3%、貧困、被保護が 28.6% となっており、一般保護事件全体の経済生活、富裕、普通 81.5%、貧困、被保護 18.5% に比較して、売春防止法違反事件において経済生活の低いものの割合が高くなっていることが注目される。

第17表 児童に淫行させる行為終局人員

- (少年法第37条による少年の福祉を害する成人の刑事事件) -

年度別	人 員	指 数
昭和43年	6 8	1 0 0
44年	4 2	6 2
45年	4 2	6 2
46年	4 5	6 6
47年	5 6	8 2

注 本表は「司法統計年報」による。

なお、参考までに、家庭裁判所が取り扱う少年の福祉を害する成人の刑事事件（少年法37条）のうち、いわゆる「児童に淫行させる行為（児童福祉法34条1項6号）」の終局人員を第17表によってみると、ここ数年減少の傾向にあったが、昭和47年は、46年に次いで幾分増加している。

## 第2章 婦人保護及び補導等の状況

### 第1節 婦人保護業務

#### 1. 婦人相談所

婦人相談所は、49年7月1日現在各都道府県に1カ所計47カ所が設置されているが、このうち東京都においては分室を2カ所（立川及び台東）設置している。

婦人相談所の業務は、要保護女子に対する相談、指導、心理学的医学的判定、婦人保護施設への収容保護措置及び社会環境浄化に必要な啓蒙活動等のほか婦人相談所付設の一時収容保護所に要保護女子を収容することなどであるが、最近においては、特に啓蒙活動を重点とし巡回相談を実施するところが多くなっている。

婦人相談所における48年度の受付状況をみると、第18表のとおり微減ないし横ばい傾向にあるが、これを地域別にみると8大都道府県の受付件数が毎年ほぼ全体の半数を占め、大都市に婦人保護事業の必要性が高いことを示している。

第18表 婦人相談所受付状況

年度区分	85	86	87	88	89	40	41	42	43	44	45	46	47	48
総 数	17334	19060	17890	18302	18856	19469	17253	17433	15433	15696	15451	15291	14903	13855
8大都道府県	8985	10295	9577	10218	10826	11200	8034	9177	7628	7980	7453	7425	7090	6280
その他 の 県	8349	8765	8813	8084	8530	8269	9219	8256	7810	7716	7998	7866	7813	7575

（注）8大都道府県＝東京都・北海道・大阪府・京都府・神奈川県・愛知県・兵庫県・福岡県

## 2. 婦人相談員

婦人相談員は婦人相談所及び福祉事務所等に所属し、その所管区域における要保護女子の発見及び各般の問題について相談に応じ、その転落防止と保護更生のため必要な指導を行なっており、昭和49年7月1日現在第19表のとおり全国で507人が設置されている。

婦人相談員の受付状況をみると第20表のとおりである。

第19表 婦人相談員設置状況

昭和34年7月1日現在		454名
昭和35 "		456名
昭和36 "		469名
昭和37 "		469名
昭和38 "		475名
昭和39 "		481名
昭和40 "		483名
昭和41 "		488名
昭和42 "		485名
昭和43 "		485名
昭和44 "		481名
昭和45 "		482名
昭和46 "		480名
昭和47 "		487名
昭和48 "		488名
昭和49 "		507名
都道府県設置(義務設置)		255名
市設置(任意設置)	136市	204名
特別区設置(任意設置)	28区	48名
計		507名

第20表 婦人相談員受付状況

年 分 区	3 5	3 6	3 7	3 8	3 9	4 0	4 1	4 2	4 3	4 4	4 5	4 6	4 7	4 8
総 数	26800	31189	36381	36727	40247	44701	47271	47913	46544	47484	51825	55455	57105	52936
8 大都 道府県	12866	15073	19369	18299	19164	21161	22878	22098	21081	20831	23821	26579	28445	25874
その他の 県	18934	16116	17012	18428	21088	23540	24393	25820	25513	26608	28004	28876	28660	27562

(注) 8 大都道府県=東京都・北海道・大阪府・京都府・神奈川県・愛知県・兵庫県・福岡県

### 3. 婦人保護施設

婦人保護施設は、要保護女子を収容保護し、これに生活指導、職業指導等を行なうことによってその自立更生をはかっており、昭和48年末現在 61 施設が設置されており、その収容定員は 2,266 名である。施設の設置及び経営主体別内訳は、第21表のとおりである。

なお、同表の法人等設置・同経営の 15 施設のうちには、婦人保護長期収容施設「かにた婦人の村」（定員 100 名、千葉県館山市所在）が含まれており、知能程度の低い要保護女子の収容保護に当っている。

第21表 婦人保護施設設置状況

昭和 34 年度末現在	66 施設
昭和 35 年度 "	66 "
昭和 36 年度 "	66 "
昭和 37 年度 "	65 "
昭和 38 年度 "	65 "
昭和 39 年度 "	64 "
昭和 40 年度 "	64 "
昭和 41 年度 "	64 "

昭和42年度末現在	64施設
昭和43年度 "	63 "
昭和44年度 "	61 "
昭和45年度 "	61 "
昭和46年度 "	60 "
昭和47年度 "	61 "
昭和48年度 "	61 "
昭和48年度の設置・経営主体別内訳	
都道府県設置・同経営	29施設
都道府県設置・法人等経営	15 "
法人等設置・同経営	15 "
市設置・同経営	2 "
計	61 "

#### 4. 婦人保護事業の問題点

##### (1) 売春態様の変化

最近における売春の実態は、巧妙化、潜在化が顕著であるといわれている。このことは、第22表の婦人相談所において取り扱った要保護女子の転落の動機について各年別に比較してみると、最近において転落婦女子の態様が相対的な意味において変貌していることを指摘できる。すなわち、貧困等の経済的理由により転落した婦女子は、昭和40年度には44.4%であったものが、年々減少し、47年度には23.7%となったのに対し、好奇心等の本人自身の理由により転落したものは、前者と全く逆に昭和40年度に31.0%であったものが、

47年度には54.2%に増加している。このような傾向は、最近の社会的風潮と無関係ではなく、また、売春の態様の変化を示すものと考えられる。

婦人保護事業においては、早くから転落の未然防止策に重点をおいて事業推進を図って来たが、今後においては、前述のとおりの要保護女子の態様の変貌に対応した転落防止等の対策を講じて行くことが必要であろうと考える。

第22表 婦人相談所における売春歴有無別、転落の動機別取扱状況

	40年度	41年度	42年度	43年度	44年度	45年度	46年度	47年度
総 数(A+B)	5,830	2,1373	1,7483	1,5,438	1,6135	1,5,451	1,5291	1,4,903
売春歴無(A)	1,5,037	1,4,119	1,1,103	9,469	1,0,173	1,0,388	1,0,402	1,0,402
売春歴有(B=C+D+E+F+G)	1,0,793 (1000)	7,254 (1000)	6,832 (1000)	5,964 (1000)	5,962 (1000)	5,063 (1000)	4,889 (1000)	4,501 (1000)
売春歴動機の転落別	経済的理由(C)	4,797 (444)	2,671 (368)	2,116 (384)	1,796 (302)	1,885 (316)	1,218 (241)	1,256 (257)
	家庭的理由(D)	1,477 (187)	1,172 (162)	1,137 (180)	768 (129)	1,141 (191)	496 (98)	563 (115)
	強要(E)	250 (28)	372 (51)	299 (47)	341 (57)	2,284 (48)	275 (54)	259 (58)
	本人自身(F)	8,841 (810)	2,504 (845)	2,589 (409)	2,473 (415)	2,400 (408)	2,791 (552)	2,511 (514)
	その他(G)	928 (86)	535 (74)	191 (80)	586 (97)	252 (42)	288 (55)	300 (61)

(注) 経済的理由=生活苦、子女教育、家族の病気、送金、借金返済等金銭にかかるもの

家庭的理由=家庭における不和、不遇等家庭環境にかかるもの

強要=親、夫、雇主等の強要によるもの

本人自身=自暴自棄、好奇心、虚栄心、誘惑、怠だ等本人自身の性格等にかかるもの

その他=上記分類に該当しないその他の理由

(2) 要保護女子の知能程度の低下傾向

婦人保護事業において取扱った要保護女子の知能指数( I Q )は、年々低下する傾向にある。たとえば、婦人保護施設収容者の知能指数についてみると、第23表のとおり、施設収容者の半数以上が I Q 70未満の低知能者で占められている。このような低知能者の増加傾向は、婦人相談所、婦人相談員、婦人保護施設関係職員の相談、指導業務を一層困難なものとしている。また、施設に収容された者は、社会復帰が困難であることから長期にわたり施設に在寮する者の割合が年々増加する傾向にある。

第23表 婦人保護施設収容者の知能程度

(各年5月1日現在)

区分	40年	41年	42年	43年	44年	45年	46年	47年	48年
総 数	1,011 (1000)	1,130 (1000)	1,110 (1000)	1,079 (1000)	1,077 (1000)	1,144 (1000)	1,021 (1000)	1,080 (1000)	1,055 (1000)
IQ70未満	449 (444)	512 (458)	536 (484)	569 (527)	600 (557)	604 (542)	553 (542)	607 (562)	611 (579)
IQ70以上	562 (556)	618 (547)	574 (516)	510 (478)	477 (448)	510 (458)	468 (458)	473 (488)	444 (421)

(注) 知能指数不明者を除く。

## 第2節 婦人問題相談業務と啓蒙活動

### 1. 婦人問題相談業務

労働省婦人少年局では、売春問題を始めとする各般の婦人問題に関する相談に応じ、指導援助を行うとともに、当面している問題について必要な措置を講じ、関係機関と密接な連絡を保ちながら問題の解決を図っている。相談には、婦人少年室職員があたるほか、婦人少年室に設置され、相談業務を担当する婦人少年室婦人問題相談員ならびに地域において婦人少年行政に協力する目的で配置されている婦人少年室協助員があたっている。

売春防止法の成立当時は、全国の売春業者の転廃業およびおびただしい数の赤線地域の従業婦の保護更生問題の解決のため、婦人問題相談員、婦人少年室協助員はめざましい活動を行なった。その後全国的に施設も整備され、従業婦の更生問題も次第に減少し、相談の内容も一般婦人問題に巾が広がってきてている。

### 2. 売春防止に関する啓発活動

婦人の人権の軽視あるいは売春を是認するような考え方等、社会通念や慣習の中の売春誘発の要因を排除し、売春を未然に防止するために労働省婦人少年局では、早くから広く各層に対する啓発活動を実施してきており、昭和27年以降は一定期間を設けて「売春防止特別活動」を関係機関、民間団体等各層の協力のもとに全国的に展開した。売春防止法制定以前には売春についての誤った考えを改め、法制定の促進を図ることを目的としたが、法制定後は法の趣旨徹底、婦女の転落防止、保護対策

の強化、売春の発生源となる環境の浄化等に視点を移し、売春問題についての正しい考え方の涵養に活動の目標がおかれた。現在、この活動は、関係各省庁および民間関係団体の共同主唱による「売春をなくす運動」として展開されている。労働省では、例年ポスター等啓発資料を作成しているほか、各実施機関との連携のもとに諸行事の実施に参画している。

特に、昭和47年5月本土に復帰した沖縄県における売春の実態は深刻な状態にあることから、労働省としても「沖縄における売春防止対策の推進について」の対策要綱（資料1）を策定し、沖縄県知事・同労働基準局長・同婦人少年室長あて通達した（47.8.23 婦発241号）ほか、売春問題に対する一般の世論喚起を重点に関係機関および民間関係団体との共催のもとに、婦人福祉大会や売春防止懇談会および街頭でのチラシ配付等を行った。

[資料1]

沖縄における売春防止対策の推進について( 婦発241号 )  
47. 8. 23

沖縄における売春の実態には、婦人の人権はもとより民生安定、社会風紀のうえからも、きわめて深刻なものがあることにかんがみ、そのすみやかな解決をはかるため、労働省としては関係機関と協力して、次のような施策を推進する。

I 当面の施策

1. 啓発活動の強化

沖縄婦人少年室を中心として、売春防止法の趣旨及び売春を前提とする契約や前借金等は無効であることなどについて、周知をはかる。

- (1) 懇談会、大会等の開催
- (2) ピラ、チラシ等の大量配布
- (3) テレビ、ラジオ、新聞、ポスター、懸垂幕等の活用
- (4) 宣伝カー、街頭放送等による反復的およびかけ

2. 婦人の転落防止および更生への援助

婦人の転落防止および更生の機会をひろく与えるとともに就業のための条件を整備する。

(1) 相談業務の充実

婦人少年室は、婦人問題相談員及び各地域に配置している婦人少年室協助員を中心に、婦人の転落防止および更生等についての相談業務を行なう。

(2) 労働基準法の遵守の促進

労働基準監督機関においては、風俗営業等の事業主に対し、前借金

と賃金の相殺の禁止など、労働基準法の周知徹底をはかるとともに、同法の遵守を促し、婦人の更生に資する。

(3) 内職就業のための援助

内職公共職業補導所において、内職についての相談、あっせんおよび技術指導を行なう。

(4) 求職者に対する職業紹介

公共職業安定所は、求職者に対し適職を紹介する。

とくに、就職困難な者であって誠実かつ熱心に就職活動を行なうものに対しては「中高年令者等の雇用の促進に関する特別措置法」に基づき求職手帳を発給し、就職促進の措置を実施し、再就職を進める。

(5) 職業訓練の充実

コザ専修職業訓練校における婦人向け訓練科目を増設する等、婦人を対象とする職業訓練を拡充する。

3. 関係機関、団体等との連携の強化

売春問題に関する対策は、各方面にわたるので、関係各省庁および沖縄県各機関、さらに売春防止関係諸団体とも緊密な連携を保ちつつ、総合的に売春防止対策の実効を期する。

なお、関係機関等の行なう対策は次のとおりである。

(1) 婦女の保護更生のための措置

イ. 相談及び指導

地方法務局 婦人相談所

福祉事務所 警察署

検察庁更生保護相談室

売春対策推進委員

ロ. 転落防止、更生のための資金の支給または貸付

福祉事務所

社会福祉協議会

ハ. 保護更生、福祉施設等への収容等

婦人相談所

婦人補導院

婦人保護施設

保護観察所

ニ. 性病の予防と治療

保健所

(2) 売春関係事犯の取締り

警察署

(3) 業者の転廃業の推進

イ. 相談 売春対策推進委員

ロ. 融資 沖縄振興開発金融公庫

## II 関連施策の充実にまつこと

沖縄における売春問題の根本的解決には、単に売春防止対策の推進によるのみでなく、次の関連施策の総合的推進にまつところが大きい。

### 1. 経済政策

経済的貧困が売春の要因となることにかんがみ、地場産業の振興、中小企業の積極的育成等による雇用機会の拡大を図る。

### 2 文教政策

純潔教育を普及し、社会一般の売春防止の意識を高める。

### 3 治安対策

暴力、麻薬など、売春と結びつく社会悪を一掃する。

### 第3節 婦人補導院

#### 1. 施設の目的と状況

婦人補導院は、売春をする目的でその相手方となるように勧誘等を行った女子（満20歳以上）に対し、売春防止法に基づいて裁判所から補導処分の言渡しを受けた者を収容し、これに、社会生活に必要な教育を施し、心身ともに健全な社会人として更生復帰させることを目的として、昭和33年5月15日、婦人補導院法によって設立された法務省所管の矯正施設である。

婦人補導院は、現在、全国に3か所設置されており、東京婦人補導院は八王子市に、大阪婦人補導院は堺市に、福岡婦人補導院は福岡市にそれぞれ置かれている。

収容定員は、東京99人、大阪92人、福岡24人、計215人であるが、最近の収容人員の減少等にかんがみ、現在、大阪婦人補導院は収容業務を停止している。したがって、職員定員は、東京29人、大阪2人、福岡22人、計53人となっている。

#### 2. 収容の状況

##### (1) 収容人員

開設以来の収容人員の推移を眺めると、当初は収容者数は漸増傾向にあったのが、昭和36年をピークに、その後は次第に減少し、ことに昭和42年以降は急速に減少している。

第24表 婦人補導院の収容状況

種別	年次	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48
		96	278	408	896	881	248	248	255	281	150	123	86	49	46	42	40
新 収 容 者 数		23	159	379	898	852	287	224	258	247	201	182	109	57	50	38	58
出 院 者 数		42	101	186	197	167	180	117	128	117	89	68	47	29	22	16	26
1日平均収容人員																	

## (2) 在院者の状況

在院者の入院時の年齢は第25表のとおりであり、最近5年間の合計では、25歳～39歳の年齢層の者が最も多く、次いで40歳～44歳、45歳～49歳、20歳～24歳の順になっている。ただし、昭和48年においては、25歳～29歳の年齢層の者が急減し、隣接する年齢層の者が、これに見合う分だけ増加している。

第25表 新収容者の年齢

年次	年齢	総 数	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50以上
44		86	8	25	16	18	5	11	8
45		49	3	7	10	12	10	6	1
46		46	5	8	8	8	8	4	5
47		42	2	6	7	7	10	6	4
48		40	6	2	10	6	6	5	5
合 計		263	24	48	51	51	39	32	18
百分比		100(%)	9(%)	19(%)	19(%)	19(%)	15(%)	12(%)	7(%)

なお、売春歴については第26表のとおりであり、比較的長期にわたりる者が多いが、昭和48年においては、5年以下の者が急増し、同

年の新収容者中、38パーセントに達している。

第26表 新収容者の壳春経験年数

年数 年次	総 数	1年以下	5年以下	10年以下	15年以下	20年以下	21年以上	不 詳
44	86	7	27	29	12	10	1	
45	49	2	14	15	9	8	1	
46	46	3	10	15	6	6	6	
47	42	4	10	13	5	4	6	
48	40	1	15	7	4	7	6	
合 計	263	17	76	79	36	35	20	
百分比	100(%)	6(%)	29(%)	30(%)	14(%)	13(%)	8(%)	

婦人補導院の在院者の多くは、知能その他、精神面になんらかの欠陥があったり、また、性病等の疾病にかかっているなど重い負因を持っている者が多い。たとえば、第27表で最近5年間の新収容者についてみると、知能指数の限界級以下(IQ79以下)の者が77パーセントを占めている。第28表でみると、精神診断において正常と診断された者は極めて少なく、準正常者も全体の半数以下にすぎない。また、第29表でみると、昭和48年の場合、入院時に性病その他の疾病にかかっている者が90パーセントという高い罹患率を示している。

最近における全般的な傾向としては、知能指数、精神状況、疾病罹患率のいずれについても悪化する傾向が認められる。

第27表 新収容者の知能指数

I Q 年次	総 数	49以下	50~59	60~69	70~79	80~89	90~99	100以上	テスト不能
4 4	86	20	19	17	14	5	5	3	8
4 5	49	5	12	11	11		1	6	3
4 6	46	5	6	13	13	6		2	1
4 7	42	5	5	9	9	10	3		1
4 8	40	2	12	9	5	9	2	1	
合 計	263	37	54	59	52	30	11	12	8
百分比	100(%)	14(%)	21(%)	22(%)	20(%)	11(%)	4(%)	5(%)	3(%)

第28表 新収容者の精神診断

種別 年次	総 数	正常	準正常	精神病質傾向	精神病質	精神病	精神薄弱	不 詳
4 4	86	1	42	2	2	3	36	
4 5	49		22	5	1		21	
4 6	46		20	4	4		18	
4 7	42		19	6	5		12	
4 8	40		22	6	2		10	
合 計	263	1	125	23	14	8	97	
百分比	100(%)		48(%)	9(%)	5(%)	1(%)	37(%)	

第29表 新収容者の入院時の疾病

種別 年次	総 数	性 病	その他の傷病	性病及びその他の傷病	なし
46	46	14	10	7	15
47	42	14	7		21
48	40	19	17		4

なお、新収容者の売春の動機は第30表のとおりであるが、この調査から見られる最近の傾向として、生活苦を動機としている者の新収容者中に占める割合が増加し、昭和48年においては、約6割に上っていることが注目される。

第30表 新収容者の売春の動機

種別 年次	総数	家出し 生活に 困って	生活苦	友人等の 勧誘又は 興味	虚栄心 又は利 欲	だま され て	強い られ て	やけ にな って	特飲店 等に売 られて	怠惰	不詳
46	46	4	10	12	5		1		2		12
47	42		16	7	2	2	2	2	4	7	
48	40		23	8	3	1		1		4	

### 3. 補導目的及び内容

婦人補導院では、規律正しい院内生活のもとで、在院者が正しい社会生活を営むに必要な生活指導あるいは職業補導等を行い、適切な医療を施している（婦人補導院法第2条第1項）。

在院者が入院すると、おおむね20日間にわたって、環境調査、身上調査、精神状況の検査及び疾病の有無の診断等の分類調査を実施し、その結果、個々の在院者に最もふさわしい補導の計画をたてて指導してい

る。

### (1) 生活指導

婦人補導院における生活指導は、在院者の特質に鑑みて、婦人の自由と尊厳とを自覚させることを眼目とし、あわせて、勤労の精神を身につけ、自主自律の精神を体得させるよう指導するものとされている。そのため、規律正しい生活のもとで、家事その他婦人として必要な基礎的教養を授けるとともに、お茶、生け花等のクラブ活動、あるいは社会見学、奉仕活動等を通じて、豊かな情操と社会性を養うことに努めているが、必要に応じて、親身に相談、助言を行い、各人が悩んでいる様々な問題の解決を図るとともに、話し合いの機会を通じて、正しいものの見方、考え方ができるよう指導している。

### <参考>

補導日課表

午 前	午 後
6:00 起床、整容、洗面 (休日は6:30)	12:00~1:00 昼食、休憩
6:15 朝のあいさつ、清掃	1:00~4:30 職業補導
7:00~7:20 朝食	(2:00~2:30) 医療
7:30~8:20 読書自習	4:30~5:00 レクリエーション
8:30~9:10 朝礼、体操	5:00~5:30 夕食
9:10~12:00 職業補導	5:30~8:30 ラジオ、テレビ視聴、身上相談、自己労作、読書、日記記入、教養、集会
	8:50 夜のあいさつ、就寝準備
	9:00 就寝
	10:00 勉学(希望者のみ)

## (2) 職業補導

家事、園芸、洋裁、和裁、手芸、謄写印刷及びタイプライターの7種目について指導しているが、在院者の多くが職業経験を有していないので、職業補導の重点を、単に技能の習得にとどまらず、正常な職業生活に慣れさせ、勤労意欲を高めることにおいている。

なお、職業補導を受けた者に対しては、職業補導賞与金が与えられる。昭和48年度の職業補導賞与金は1人6か月当たり8,791円が基準とされている。

## (3) 医療

補導院在院者の中には、心身に障害のある者が非常に多く、これが更生の妨げとなっている場合が少なくないと考えられる。このために、医療は重要な補導の一領域となっている。

また、保健衛生に関する知識を付与することに努めており、特に性病の恐ろしさについては、スライド等を利用して徹底した教育を施している。

第31表 出院者の入院時の傷病と出院時の状況

年次	種別 総 数	性 病		そ の 他		な し
		治 癒	未 治 癒	治 癒	未 治 癒	
46	50	6(6)	12(5)	12	5	15
47	33	2	14(3)	3	4	10
48	58	5(3)	18(7)	11	15	9

(注) かっこ内の数字は、性病のほかに他の傷病のあったものを示し、内数である。

#### (4) 出院の状況

出院後の生活設計については、入院の当初から本人にその心がまえをもたせるように仕向けているが、更生のためには、院内における補導だけでは十分でなく、また、帰住地の環境調整も大切であることから、補導院としては、保護観察所と緊密な連絡を図るとともに、各都道府県の婦人相談所、婦人収容保護施設等の婦人相談員又は民生委員などによる更生保護援助、あるいは職業安定所による職業援助等が得られるよう配慮している。

なお、在院者の出院後の生活設計状況（出院時予定）は第32表のとおりである。

第32表 出院時の予定生活手段

種別 年次	総数	家事手伝	夫のもとで家事に従事	女中	女工又は店員	家政婦	炊事婦 雑役婦	保護施設に入り通職につく	保護者と相談する	知人のもとで帰住し相談する	入院加療	その他	未定
46	50	7	5	5		1	3	9	13	3	2	1	1
47	38	4	2	3	2		1	10	8	1	1	1	
48	58	8	6	3	2	2	6	11	5	11	8	1	

新収容者の入院回数及び再入院者の再犯期間は、第33表及び第34表に示すとおりであり、昭和48年は、出院後再犯までの期間が若干長くなっている。

婦人補導院を巣立つ人たちの更生の道はけわしく、決して容易ではない。一人でも多く立派に更生できるよう、社会の方々の暖かい手のさしのべられることが切望されるのである。

第33表 新収容者の入院回数

年次 \ 回数	総 数	初 回	2 回	3 回	4 回	5回以上
46	46	27	6	7	5	1
47	42	29	9	3	1	
48	40	25	9	5		1

第34表 再入院者の再犯期間

年次 \ 期間	総数	前 出 院 後 再 犯 ま で の 期 間						
		3月未満	6月未満	1年未満	1年6月未満	2年未満	3年未満	3年以上
46	19			4	5	1	2	7
47	18			4	1	1	3	4
48	15			1	2		3	9

## 第4節 保護観察

### 1. 保護観察

保護観察は、犯罪や非行をした者の身柄を拘束することなく、自由な社会の中で通常の生活をさせながら、一定の期間その者に課した遵守事項を遵守するように指導監督するとともに、必要と認める補導援護を行うことによって、その改善更生を図る制度である。

この保護観察の実施機関は、保護観察所（各都府県のほか、北海道に4庁、計50庁。ほかに3支部、18駐在官事務所がある。）で、これらの庁に配置されている保護観察官と、民間篤志家である保護司とが、保護観察の対象となった者の指導にあたっている。

### 2. 対象

売春防止法第5条の罪を犯した女子で、保護観察の対象となるものは次のとおりである。

- (1) 家庭裁判所の決定により、保護観察に付された者——期間は通常20歳まで。
- (2) 地方更生保護委員会の決定により、少年院から仮退院を許された者——期間は仮退院の期間。
- (3) 地方更生保護委員会の決定により、刑務所から仮出獄を許された者——期間は残刑期間。
- (4) 刑事裁判所の判決により、刑の執行を猶予され、保護観察に付された者——期間は刑執行猶予の期間。
- (5) 地方更生保護委員会の決定により、婦人補導院から仮退院を許され

た者——期間は補導処分の残期間。

これらの保護観察対象者は、第35表に見られるとおり、昭和41年をピークとして逐年減少を続けている。なお、昭和48年中に受理した保護観察対象者のうち、売春防止法を主たる行為名とする女子の年齢構成は、第36表のとおりである。

### 3. 保護観察における問題点

犯罪や非行をした者の更生を助ける過程には、様々な困難が伏在しているが、売春防止法に違反して保護観察の対象となった女性の更生には、特別に多くの困難がある。彼女らの更生を妨げているいくつかの問題点をあげると、次のとおりである。

- (1) 売春は窃盗などの自然犯と異なるものとの観念があり、また、知能指數の低い者が多いところから、一般に規範意識が乏しく、罪の意識に欠ける者が少なくない。(他面、身を売ることに対する罪障感や、それに伴う「けがれ」の意識を持つ者のあることも見のがせない。)
- (2) 適職を得るために技術・資格等を欠く者が多く、加えて怠惰な生活態度が身についていて、いわゆる堅実な仕事や労働には定着しがたい。手軽に収入を得る途として、安易に売春を反復しやすい。
- (3) 家出・外泊・不良交友等の非行の初発時期が早く、保護者との精神的な絆の断たれている者が多く、概して親族の親身な協力が得られない。
- (4) いわゆる「ひも」に操られている場合には、その圧力を解き放つことに多大の困難がある。
- (5) そのほか、近年の社会に蔓延する売春類似行為が対象者の罪障感を

一層希薄化する傾向があり、それが合理化の口実とされる。

このように、売春婦の社会復帰をめぐる問題は複雑多岐にわたっており、個々の対象者の更生を支える努力と共に、社会保障の充実、性風俗の健全化、暴力団の掃討など、広い範囲にわたる社会的・文化的対策の実現が期待される。

第35表 売春防止法違反女子保護観察対象者新受人員の累年比較

種別	年次	40	41	42	43	44	45	46	47	48
保護観察処分少年	120	113	104	77	56	27	24	15	8	
少年院仮退院者	48	50	61	44	18	11	14	7	2	
仮出獄者	34	52	48	45	32	30	29	18	23	
保護観察付執行猶予者	312	364	307	269	284	165	142	130	72	
婦人補導院仮退院者	4	6	5	2	2	1	5	1	3	
計	518	585	525	437	342	284	214	171	108	

(注) 保護統計年報による。

第36表 年齢別売春防止法違反女子保護観察対象者人員

(昭和48年)

事件種別 年齢	保護観察 処分少年	少年院 仮退院者	仮出獄者	保護観察付 執行猶予者	婦人補導院 仮退院者	計	
15歳以下							
16～17歳	2					2	
18～19歳	6	2				8	
20～22歳				2		2	
23～24歳				6		6	
25～29歳			2	7		9	
30～39歳				9	27	2	38
40～49歳				7	14	1	22
50～59歳				4	12		16
60歳以上			1	4			5
計	8	2	23	72	8	108	

(注) 保護統計年報による。

## 第5節 純潔教育

### 1. 学校における純潔教育

学校における純潔教育は、小学校、中学校、高等学校の学習指導要領に基づいて、学校における教育活動の全体を通じて適切に指導することとしている。

小学校においては、教科の体育における保健の領域と特別活動における学級指導の保健指導を中心とし、理科、家庭科及び道徳などの関連分野で指導することとしている。

すなわち、教科の体育における保健の領域においては、身体の発育・発達における男女差などについて初步的な内容を指導することとし、特別活動における学級指導においては、発育に伴うからだの変化や初潮についての指導を地域や学校の実態を考慮して指導することとしている。

中学校においては、保健体育科、特別活動における学級指導及び道徳における指導を中心とし、理科、技術・家庭科などの関連分野において、必要に応じて指導することとしている。

すなわち、教科の保健体育の保健分野においては、身体の発育と男女差、内分泌機能の発達と男女差など、心身の発達における男女差を正しく理解させることを中心に指導することとし、特別活動における学級指導においては性的な発達への適応について地域や学校の実態を考慮して指導することとしている。

また、道徳においては、人間性についての理解を深めるとともに道徳的判断力を高め、自律的態度を育成するという観点から、とくに異性間については、相手の特性や立場をより深く理解し、健全な異性観を身に

つけるよう指導している。

高等学校においては、教科の保健体育における科目保健と各教科以外の教育活動における指導を中心とし、社会、理科などの関連分野で指導することとしている。

また、昭和48年度から学年進行のもとに実施されている高等学校指導要領においては、指導内容の現代化という観点から性に関する指導の強化、充実を図っている。

すなわち、教科の保健体育の科目保健においては、心身発達における男女の特性及び男女の相互協力による健全な家庭づくりについて正しく理解させることとして、性徵と性器管の機能、性の欲求と適応、結婚と優生、家族計画、母子保健、労働における女性の特性及び性病の予防活動などを指導することとし、各教科以外の教育活動におけるホームルームにおいては、男女の特性と相互のあり方などについて地域や学校の実態を考慮して指導することとしている。

## 2. 社会教育における純潔教育

社会教育における純潔教育は青少年教育及び成人教育の内容として取り上げられている。

青少年教育では、青年団体が行う各種の集会、旅行、キャンプ、レクリエーション等における集団活動や集団生活を通じて、男女の特性が自ら理解され、男女のあり方が自ら身につくよう指導されている。より組織的、継続的な学習の機会としては、青年学級、青年教室、結婚教養講座等がある。また成人式の機会に、成人としての男女の交際のあり方、健全な結婚への心構え、性の社会問題等についての講演や討議が行われ

ている。

成人教育では、婦人団体等が行う純潔教育に関する研究会、研修会が行われ、また、家庭教育学級、婦人学級、P T A 等でも学習されている。

学習内容としては、性の正しい考え方、純潔の意義、青年の生理と心理、男女の交際、結婚生活への適応、遺伝、家族計画、妊娠と分娩、性病、子どもの純潔教育と家庭、性の芽生えと扱い方、初潮期の指導、結婚の諸条件、性非行などの問題が挙げられている。文部省では、子どもの成長発達段階に応じた純潔教育の内容や進め方についての資料・教材を作成している。現在までに純潔教育に関する教育者、指導者を対象として「性と純潔——美しい青春のために——」、「思春期までの子どもの指導——母親のよい理解のもとに——」、「男性と女性——若い人々のために」、「性についての正しい考え方、青少年の性に関する問題」、「社会教育における純潔教育の概況」、「諸外国における純潔教育」等の資料を作成、配布している。また、文部省企画録音教材として家庭教育シリーズ第10集（子どもの成長と純潔教育）を製作した。この録音教材は家庭において両親が子どもの発達に即し、学校教育や社会環境との関連をも考慮して純潔教育をどうすすめたらよいか、について考える素材を提供するもので、その内容としては純潔教育の考え方、家庭のふんい気と純潔教育、子どもの誕生と両親の祝福、幼児の性への興味、男の子・女の子、からだの発達と変化、異性への关心、思春期の悩み、異性の選択と結婚、社会環境と純潔教育の問題を取り上げ、家庭教育学級等広く成人教育の場において学習の効果を高めるよう配慮している。

### 第3章 性病及び覚せい剤・麻薬対策の状況

#### 第1節 性病の現状

##### 1. 概 情

戦後の混乱期にあった昭和23年の性病届出患者数は梅毒216,617名、りん病219,745名、その他47,460名、総計473,822名に達した。この数字は同年の結核患者363,000名、法定伝染病患者の総数54,000名と比較し、いかに大きなものであったかがわかる。

その後患者数は年々減少を続け、特に昭和32年の売春防止法の制定以降は、感染機会の減少もあってか、患者届出数の減少に拍車をかけた観がある。昭和39年には戦後最低の届出数が記録され、梅毒5,326名、りん病4,041名、総性病患者数9,540名となった。すなわち、昭和23年の50分の1になったわけである。

ところが、昭和36年より北九州、四国、広島、大阪、神戸等に早期顎症梅毒が再出現し、中部、東部日本ではこれよりややおくれ、昭和39年以降東京にも増加がみられているという報告が日本皮膚科学会でなされた。届出患者数からみても早期顎症梅毒は、昭和36年884名を最低に、38年1,287名、40年1,490名、43年1,543名と増加傾向にあった。しかし、その後減少し、現在は横ばい傾向にあるが総性病患者数では昭和40年以降増加し、昭和48年には梅毒5,281名、りん病7,375名、総計12,795名となり、40年に對し1.2倍の数となった。もちろん、この届出数が性病患者の実態をあらわしてい

るとは必ずしもいえない。

第37表 性病患者届出数(り患率は人口10万対)

年次	総数	梅毒		りん病		軟性下かん		そけいりんば 肉芽しゅ症	
		患者数	り患率	患者数	り患率	患者数	り患率	患者数	り患率
40	10,849	6,001	6.1	4,663	4.7	179	0.2	6	0.0
41	18,071	10,821	10.9	6,951	7.0	288	0.8	111	0.0
42	24,125	11,755	11.7	11,874	11.8	490	0.5	6	0.0
43	18,758	8,848	8.7	9,592	9.5	316	0.3	2	0.0
44	17,641	7,767	7.6	9,645	9.4	226	0.2	3	0.0
45	14,641	6,138	5.9	8,349	8.0	151	0.1	3	0.0
46	12,547	5,105	4.9	7,299	7.0	187	0.1	6	0.0
47	12,707	5,449	5.1	7,097	6.7	157	0.1	4	0.0
48	12,795	5,281	4.9	7,875	6.9	138	0.1	1	0.0

第38表 病型別梅毒患者数

年 次	総 数	初期		第2期		早期潜伏		後期潜伏		晚期		先天性		不明	
		患 者 数	総数 に対する %												
40	6,001	764	12.7	726	12.1	1,107	18.4	2,236	37.2	598	9.9	567	9.4	8	0.2
41	10,821	1,242	11.5	1,803	12.0	1,852	17.1	3,996	37.0	1,097	10.1	941	8.7	390	3.6
42	11,755	1,005	8.6	1,392	11.8	2,133	18.2	3,912	33.3	1,286	10.9	1,025	8.7	1,002	8.5
43	8,848	622	7.0	921	10.4	1,495	16.9	3,002	33.9	870	9.8	850	9.6	1,088	12.4
44	7,767	448	5.7	575	7.4	1,188	15.2	2,786	35.9	991	12.8	724	9.3	1,065	13.7
45	6,138	288	4.7	469	7.6	903	14.7	2,386	38.9	801	13.0	628	10.2	663	10.8
46	5,105	223	4.4	328	6.4	662	13.0	2,178	42.6	640	12.5	592	11.6	487	9.5
47	5,449	248	4.5	303	5.6	787	13.5	2,266	41.6	644	11.8	714	13.1	537	9.9
48	5,281	185	3.5	285	5.4	686	13.0	2,153	40.8	666	12.6	671	12.7	685	12.0

第39表 若年層の早期梅毒患者数

年次	全梅毒患者数 Ⓐ	24才以下 梅毒患者数 Ⓑ	Ⓑ/Ⓐ	24才以下 初期梅毒患者数 Ⓒ	Ⓒ/Ⓑ	24才以下 第2期梅毒患者数 Ⓓ	Ⓓ/Ⓐ
40	6,001	1,361	2.27	352	25.9	246	1.81
41	10,821	2,320	2.14	566	24.4	421	1.81
42	11,755	2,430	2.07	407	16.7	397	1.63
43	8,848	1,728	1.95	275	15.9	266	1.54
44	7,767	1,312	1.69	201	15.3	156	1.19
45	6,138	929	1.51	116	12.5	109	1.17
46	5,105	716	1.40	74	10.3	69	9.6
47	5,449	601	1.10	78	1.30	51	8.5
48	5,281	465	8.8	44	9.5	46	9.9

性病予防法によって、昭和48年中に保健所及び代用診療所、病院で婚姻時及び妊娠時の血清反応検査を受けた件数は、それぞれ157,549件、71,076件であり、婚姻者数、妊娠者数に対し、各々14.3%及び3.3%にあたる。

なお、母子保健法によっても、妊娠届出の際、性病に関する健康診断の有無を届出することとされているので、妊娠者については、大部分の者が血清反応検査を受けている。

## 2 売いん常習容疑者等の健康診断

届出のあった患者の性病の疑いがある者、売りん常習容疑者及び性病まん延の場合の健康診断は効果的に実施されなければならないが、48

年の売いん常習容疑者に対する梅毒血清反応検査件数は2,969名であり、うち梅毒に罹患している者は523名である。

## 第2節 最近の覚せい剤・麻薬犯罪

最近3年間の覚せい剤・麻薬犯罪の推移は第40表のとおりであるが、昭和45年から急速な増加を続けている覚せい剤犯罪は昭和48年には、全国すべての都道府県において発生し、総数8,510名が送致された。この覚せい剤犯罪の急増に対処するため、昭和48年10月には覚せい剤取締法の一部が改正され、事犯に対する罰則の引上げ及び覚せい剤原料の取扱いに関する規制が一段と強化されたところである。

一方、昭和48年における麻薬犯罪は前年より159名の増加で、特にヘロイン事犯の増加が注目される。これは、沖縄県においてヘロイン事犯が多発したためであるが、他の地域においても十分な警戒が必要である。

第40表 覚せい剤・麻薬事犯送致人員等調

区分年次	総数	内訳				ヘロイン関係人員	LSD関係人員	大取引の等不事正犯	密輸関係事犯
		覚せい剤取締法	麻薬取締法	あへん法	大麻取締法				
45年	2,826	1,618	245	230	733	15	64	648	179
46年	3,782	2,634	229	202	717	44	45	656	138
47年	6,095	4,777	341	251	726	206	54	666	157
48年	9,987	8,510	429	287	761	328	61	719	253

## 売春対策年表 追加

(昭和48年4月以降)

48年

5月 7日 売春問題ととりくむ会は、トルコ風呂規制法案作成の参考にするため、千葉市内のトルコ風呂街の実情視察を行なった。

5月 8日 売春対策審議会総会が開催され、韓国及び広島県下における覚せい剤対策の状況について審議した。

6月 11日 那覇市において売春対策審議会専門委員会が開催され、沖縄における売春対策の状況について審議した。

6月 16日 売春対策審議会委員（民間識見者）の任期切れに伴い、新たに次の13氏が委員に任命された。

大浜英子 評論家

川原千寿子 サンケイ新聞文化部デスク

久万楽也 埼玉県薬事医療団体連合会副会長

倉井藤吉 弁護士

菅原通済 三悪追放協会会长

瀬川八十雄 全国婦人保護施設連合会会长

田中丸善三郎 佐世保玉屋社長

土肥淳一郎 東京慈恵会医科大学名誉教授

中野四郎 全国環境衛生同業組合中央会会长

中野ツヤ 都立立川短大講師

細谷英吉 慶應義塾大学教授

町田充 弁護士

若林　清　弁護士

7月2日 売春対策審議会委員等が福岡県に出張し、現地対策関係者との懇談並びに関係施設及び地域の視察を行った。

7月5日 ソウル市において開催された第1回日韓教会協議会において、韓国教会婦人連合会から日本人観光客による韓国での売春行動に対する是正アピールが出され、協議会は今後日韓両国教会婦人団体の緊密な連絡のうえに事態の是正に力を尽す旨の声明を発表した。

7月12～13日 売春対策審議会委員等が大阪府及び兵庫県に出張し、現地対策関係者との懇談並びに関係施設及び地域の視察を行った。

7月24日 売春対策審議会総会が開催され、再度菅原通済氏が会長に互選されるとともに、次の諸点について審議を行った。

1. 最近における売春の実情及びその対策について
2. 沖縄における売春対策について
3. トルコ風呂売春対策について

特に、トルコ風呂売春対策については熱の入った審議を行い、行政機関による行政措置の強化を内容とする「トルコ風呂営業に対する対策強化について」の決議を採択するとともに、同日この旨を内閣総理大臣あて要望した。

トルコ風呂営業に対する対策強化について

昭和48年7月24日

売春対策審議会

トルコ風呂営業は、そもそも売春防止法制定後転業の一形態として誕生をみたものである。

ところが最近におけるトルコ風呂営業の現状は、一部の健全業者を除いて売春が行なわれており、地域によってはあたかも集娼地区の再現をおもわせるものがある。

このようなトルコ風呂営業の実態は、売春防止対策上看過できない実情にあると判断される。

そこで売春対策審議会としては、この際関係行政機関がトルコ風呂業者に対して自粛を促すとともに、トルコ風呂営業に對して次のような対策を強化するよう決議する。

1. 保健衛生上の観点からはもちろん、風紀上の問題についても格段の行政指導を強化すること。

2. 労働条件の改善指導等必要な行政指導を強化するとともに、従業員に対する啓発活動の展開に努めること。

3. 売春關係の取締りについては、売春防止法をはじめ、各種法令を活用してさらに取締りを強化すること。

4. トルコ風呂に関する条例の整備を早急にはかること。

とくに時間規制はおおむね12時までとし、構造については、売春が行なわれにくい状況にするよう検討すること。

5. 今後この決議にもかかわらずトルコ風呂営業の実態について自粛がうかがえない場合には、関係行政機関が相互に協力して法律改正を行なうなど強く対処していくこと。

8月 総理府では、一般国民の性に対する意識および性表現の現状ならびに風俗上の問題に対する意識をは掲することを目的に、風俗、性に関する世論調査(4.8.2.1.5-20)の結果を公表した。

これによると、約7割(69%)の者が、売春防止法が制定され、すでに十数年経過した現在もなお「売春を強いられている女性がいる」と推測しており、売春を強制したり、売春から利益を受けやすい業態としてバー、キャバレー(42%)やトルコ風呂(41%)をあげる者が目立って多く、以下旅館(19%)、芸者置屋(17%)、モーテル(16%)などがあげられている。

- 9月21日 日本キリスト教協議会婦人委員会は、第1回日韓教会協議会の声明をうけて、日本人観光客の韓国における売春行動に反対し、両国の眞の友好にもとづく観光態度を確立するよう声明を発表するとともに、後日文書をもって運輸省観光部長及び国際観光旅行業協会に海外旅行の健全化対策を要請した。
- 10月11日 売春対策審議会総会が開催され、売春および覚せい剤対策の現況などについて審議した。
- 10月20日 日本キリスト教会大森めぐみ教会牧師岩村信二氏、東京神学大学教授大木英夫氏らの「性倫理に関するプロテスタント5人委員会」は、韓国を初め台湾、タイなど東南アジアでの日本人観光客による売春行為に反省をもとめるとともに、観光会社、日本政府および関係者に対してこれらの国と眞の友好親善関係にそった経済活動が行なわれるよう要望する旨の声明を発表した。
- 11月4日 売春対策審議会委員等が館山市所在の「かにた婦人の村」を視察し、関係者と懇談した。
- 11月13日 運輸省観光部は、旅行業者の行動基準の作成や旅行業モニタ

ー制定の実施などを骨子とする「海外旅行健全化のための対策」を発表した。

11月27日 売春対策関係省庁と沖縄婦人と手を結ぶ会の代表による売春対策についての懇談会が開催され、沖縄売春の現状と対策のあり方などについて広く意見交換を行った。

12月4日 売春対策関係省庁と売春問題ととりくむ会の代表による売春対策についての懇談会が開催され、売春の現状と対策および売春防止法・風俗営業法・公衆浴場法の要改正点などについて広く意見交換を行った。

12月13日 売春問題ととりくむ会の代表は、国際観光旅行業協会大森事務局長を訪問して、韓国、東南アジア旅行における日本人観光客の売春行為を助長、斡旋する業者のプランや態度を改め、健全化についての指導を徹底し、違反者に対して厳重な措置をとるよう要請する文書を手渡した。

12月19日 売春対策審議会総会が開催され、次の諸点について審議を行った。

1. 今後の売春対策について

- (1) トルコ風呂対策
- (2) 保護施設寮の実情と対策
- (3) 補導処分の実態と対策
- (4) 性病対策の現況と対策

2. 覚せい剤対策の状況について

3. 49年度予算要求の状況について

売春問題ととりくむ会の代表は二階堂官房長官に対し、韓国

の健全旅行化への行政指導を行うよう申し入れた。

4 9 年

2月21日 「妓生観光は売春につながる。その行為をあおっている観光業者にも重大な責任がある」として、「妓生観光に反対する集会」が参議院議員会館において開かれた。参加者は売春問題ととりくむ会に加盟する中央22婦人団体の代表160名と運輸省、国際観光旅行業協会及び傘下業者代表11名ならびに観光産業労組連絡会議、在日大韓婦人会のほか田中寿美子、栗田翠、西村関一の各参議院議員などである。

2月26日 運輸省観光部は国際観光旅行業協会に対して、海外旅行の健全化のための対策について指示を行なった。内容は1・海外旅行者に対して諸外国の風俗、国情等を尊重し、マナーについて周知すること。2添乗員に対する研修を徹底し、旅行者のマナー向上に効果あらしめること。3不健全な旅行を企画したり、行動の便宜をはかるなどは厳に慎むこと、などがあげられている。

3月 4日 日本キリスト教婦人矯風会主催による「妓生観光を考える会」が、韓国及び台湾のキリスト教婦人会の3人の女性代表を招いて参議院議員会館で開催された。

3月 5日 売春対策審議会委員等が東京婦人補導院を訪問し、婦人補導院の現状及び今後のあり方について懇談した。

3月18日 売春対策審議会総会が開催され、次の諸点について審議を行った。

1. 49年度売春をなくす運動の展開方針について

2. トルコ風呂に対する法的規制の検討状況について

3. 49年度売春対策関係予算案の状況について

4. 覚せい剤対策の状況について

この結果、49年度の売春をなくす運動は、運動の効果的推進を図る観点から性病予防運動を包括して行うこととされた。

3月～5月 売春問題ととりくむ会の代表は、観光大手八社を訪問し、韓国をはじめ東南アジアなどの旅行に対する健全化について申し入れを行った。

4月22日 売春問題ととりくむ会の代表八名が徳永運輸大臣を訪問し、「韓国をはじめ東南アジア各地への観光売春を推しすすめることのないよう強力な指導を」と陳情し、申入書を手渡した。

5月 総理府、警察庁、法務省、文部省、厚生省、労働省及び民間団体主唱の「売春をなくす運動」が5月24日の売春防止法制定日を中心に全国的に展開された。

6月17日～ 売春対策審議会委員等が京都府下および滋賀県下の売春の事  
18日 情聴取と実情視察を行った。

7月 4日 売春対策審議会総会が開催され、次の諸点について審議を行った。

1. 49年度「売春をなくす運動」の実施結果について

2. 性病検査の実施の推進方策について

3. 婦人保護対策における問題点及び今後のあり方について

4. 「雄琴トルコ」対策について

5. 薬物乱用の現状及び今後の対策について

特に、先月実情を視察したトルコ風呂対策について熱心な審

議が行われ、トルコ風呂に対する法的規制の検討を促す要望書が採択されるとともに、またLSD等幻覚剤に対する罰則の強化についても決議がなされ、それぞれ同日内閣総理大臣あて要望書が送付された。

#### トルコ風呂営業に対する法令検討について

4 9. 7. 24

#### 壳春対策審議会

壳春対策審議会は、昨年7月24日、トルコ風呂営業に対して関係行政機関の対策強化を要望し、併せてトルコ風呂営業の自粛を促したところである。

ところが、その後においてもトルコ風呂営業の実態については些かも自粛が窺えないのみならず、過般視察した状況では、あたかも遊廓の復活をおもわすものがあり、いまや黙視できない段階にきていると考える。

壳春対策審議会としては、既にこの問題点は個室において婦女の役務の提供を認める営業を許可しているところにあることを指摘してきているのであるから、関係行政機関は、相互に協議して、かかる現状が改善されるよう、法令の改正を図るなど必要な措置を速かに行うことを強く要望する。

#### LSDの罰則強化について

4 9. 7. 24

#### 壳春対策審議会

壳春対策審議会は、先に覚せい剤対策強化の緊急性を要望し、

覚せい剤の罰則強化の実現に努力したところである。

ところが、最近LSDが漸次乱用されていく傾向がみられ、これらの蔓延を未然に抑止するためLSDの罰則を強化する必要があると考えるので、関係行政機関は、早急に必要な措置を図るよう要望する。

7月12日 売春問題ととりくむ会は、トルコ風呂対策をすすめるため東京浅草のトルコ街の実情視察を行った。





女性と仕事の未来館



01077790